

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200435号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200103号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年12月1日から同年11月26日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成元年11月26日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年11月26日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年11月26日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されている。しかし、私は、平成元年11月26日にA社の事業主が経営するB事業所からA社へ転勤しており、請求期間については、同社に勤務していた。調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(平成元年11月26日にB事業所からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成元年12月の厚生年金保険の記録から、18万円にすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年11月26日から同年12月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成元年11月26日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。